

教えて！坪倉先生 気になる“ほうしゃせん”

テーマ 原子力災害とその対策について - その1 -



福島県立医科大学 医学部放射線健康管理学講座 主任教授

つぼくら まさはる
坪倉 正治氏

医学博士 内科認定医 血液内科専門医・指導医
2006年3月東京大学医学部を卒業、2011年4月から東京大学医学研究所研究員として勤務。東日本大震災発生以降、毎週福島県浜通りに向き、南相馬市立総合病院、相馬中央病院を拠点に医療支援を行っている。血液内科が専門、内部被ばく関連の医療にも従事している。2020年6月から現職。

今回は、原子力災害とその対策に関する話をしようと思います。

避難指示とは 誰が出すものなのか

最初に質問です。豪雨や台風、地震など、災害が起こった際に住民に対して「避難指示」が出されることがありますが、この指示は誰が出すものかご存じでしょうか。

その答えは市町村長です。避難指示は、災害対策基本法という法律にもとづいて、市町村長が発令するものです。都道府県知事や、内閣総理大臣ではありません。

わが国は災害の多い国です。国土は南北に長く、四季があり、地域により天候や地理的状況が大きく異なります。1959年の伊勢湾台風の経験から、東京(中央政府)が離れた地域の情報をリアルタイムに判断することはせず、避難指示は市町村に委ねられます。そしてさまざまな災害対策も、その多くが市町村単位で行う構造になっ

ています。

ただ、原子力災害では異なります。原子力災害の特殊性や、起こった場合に広域になる可能性があること、原子力や放射線という高度に科学的な判断が必要な場合もあります。そのため、2011年の東京電力福島第一原子力発電所事故(以下、福島原発事故)時は、原子力災害対策特別措置法にもとづき、内閣総理大臣が指示を出しました。

そうすると問題になるのが避難先です。台風や洪水、地震といった自然災害の場合、避難は同じ市町村内で行われることがほとんどです。例えば、とある市町村の東側が洪水で影響が出そうな場合、その地域に避難指示が出て、同じ市町村の西側の安全な場所に避難所が開設されるといった具合です。避難指示は市町村長が発令するので、災害対策の多くも、対応が自身の市町村内で完結することを前提として考えられることが多いのです。

そのため、東日本大震災や福島

原発事故、能登半島地震のように、避難先が市町村をまたぎ遠方になる場合や、いくつかの市町村を含む広い範囲で影響が出る場合の対策は、構造上立てづらかったり、後手になりやすかったりする現実があります。

原子力災害では県境も超えた 広域の避難対策が求められる

とはいえ、対策は必要です。今回の福島原発事故の教訓をふまえ、原子力災害の場合については、市町村や都道府県の境を超えた広域の避難先が前もって決められるようになっていきます。例えば、日本で最も原子力施設が密集している地域の一つである福井県であれば、その避難先は兵庫県と奈良県、石川県に、滋賀県であれば大阪府と和歌山県に、京都府であれば兵庫県と徳島県の各市町村にと、避難元と避難先の市町村がマッチングされています。

加えて、避難がたいへんになると

予測される老人ホーム同士もマッチングが行われています。災害時の協力要請の方法や、入所者の方の移送や介護の方法、物資の確保などについて記された協定書が施設間同士で用いられている地域もあります。

ただ、これらのマッチングは、コロナ禍の影響もあり、避難元と避難先の行政同士の交流や情報交換が十分に行われているところと、まだそうではないところがあります。老人ホームも、都道府県が避難元と避難先の老人ホーム同士をとりあえずマッチングさせてはいますが、老人ホーム側はお互いがマッチングされていること自体を知らないところもあれば、交流や情報交換が行われているところもあり、さまざまです。

しかし、一般の自然災害に比べて、より広域の避難が必要な可能性のある原子力災害では、このような広域の避難対策が少しずつ進められています。

次号につづく